

改正

令和元年6月17日条例第2号

立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の制限など公共空間における他人への影響に配慮した喫煙マナーの徹底について必要な事項を定め、もって喫煙者と非喫煙者が共存でき、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路、公園、広場その他屋外の公共の用に供されている場所（以下「道路等」という。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持していることをいう。
- (2) 歩行喫煙 道路等において、歩きながら若しくは自転車、原動機付自転車等で走行しながら、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持していることをいう。
- (3) たばこのポイ捨て 火の付いたたばこ又はたばこの吸殻を道路等に捨てることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的及び規制する喫煙行為の啓発並びに周知その他必要な施策について、市民、地域団体及び事業者と連携・協働して総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民、事業者等の取組み)

第4条 市民、地域団体及び事業者は、前条の規定に基づき、市が実施する施策に協力して取り組むよう努めるものとする。

(歩行喫煙等の制限)

第5条 何人も、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てをしてはならない。

- 2 何人も、路上喫煙をしないよう努めるとともに、路上喫煙をするときは、周囲に配慮するよう心がけなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の5第1項及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）第8条第1項に規定する喫煙禁止場所においては、正当な理由がなくて、路上喫煙をしてはならない。

(特定地区の指定等)

第6条 市長は、人の通行が多く、人の身体又は財産を害するおそれがあり、特に路上喫煙を制限する必要があると認める地域を特定地区として指定することができる。

2 市長は、特定地区を指定しようとするときは、当該特定地区内及び周辺の住民及び事業者並びに関係機関の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、特定地区を指定したときは、その旨を告示するとともに必要な措置を講じて周知するものとする。

4 市長は、指定した特定地区及びその周辺の状況の変化に応じ、当該特定地区を変更し、又は解除することができる。

5 前項の規定による変更又は解除については、第2項の規定を準用する。

(特定地区内の制限)

第7条 何人も、特定地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし、特定地区内において市が指定した特別に喫煙できる場所においては、この限りでない。

(注意、指導等)

第8条 市長は、第5条及び前条の規定に違反していると認める者に対し、注意、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

2 この条例の施行後1年を経過した日以後に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。

附 則 (令和元年6月17日条例第2号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。